

「東京とどまるマンション」 補助事業などの受付を開始します ～大幅な拡充を行い、マンション管理組合やオーナーを強力支援！～

災害時に住み慣れた自宅マンションで在宅避難をするためには、事前の準備が必要です。東京都では、災害時でも自宅での生活を継続しやすいマンションを「東京とどまるマンション」として登録・公表する制度を実施しています。

このたび、登録マンションの管理組合や賃貸オーナーを対象に、防災対策の取組を一層支援するため、補助事業を大幅に拡充し、受付を開始します。各補助事業の概要は下記のとおりです。

ぜひこの機会に、これらの制度を活用して災害に備えましょう。



記

とどまるマンション促進課長「トドまるくん」

1 補助事業の概要

(1) 申請期間

令和8年6月5日（金曜日）から令和9年1月15日（金曜日）まで※

※（4）事業内容①東京とどまるマンション普及促進事業を除く。

(2) 補助対象者

登録マンションの管理組合やオーナー等（新築中のマンションを除く。）

(3) 申請受付窓口（受託者）

東京とどまるマンション補助金受付事務局
公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
〒160-8353 東京都新宿区西新宿七丁目7番30号
小田急西新宿 0-PLACE 2階
☎ 03-5989-1547

(4) 事業内容

①東京とどまるマンション普及促進事業（詳細は別紙1参照）

登録マンションを対象に、簡易トイレ、エレベーターに設置する防災キャビネット、炊き出し器などの防災備蓄資器材の購入費用を補助します。

ア 通常分

マンション単体で防災訓練を行う登録マンションに補助します。

【補助率】2/3、【上限額】100万円【拡充】

【要件】安否確認訓練と購入した防災備蓄資器材を活用した訓練を行うこと。



（次ページへ続く）

イ 地域連携分

町会等と連携して合同防災訓練を行う登録マンションには、補助率と上限額を引き上げます。

【補助率】10/10、【上限額】150万円【拡充】

【要件】以下の①, ②, ③の要件を満たすこと。

- ①町会等との合同防災訓練を行うこと。
- ②マンションで安否確認訓練を行うこと
- ③以下により、町会等と共同で防災活動に取り組んでいること。
 - ・都の支援制度（「町会・マンション みんなで防災訓練」など）や区市町村の町会等への活動助成金
 - ・区市町村による防災マンション認定制度や防災協定等

令和7年度までに補助を受けたマンションであっても、補助上限額までの範囲で複数回申請が可能です。【拡充】

【申請期間】

(通常分) 令和8年6月5日(金曜日)から令和8年12月25日(金曜日)まで

(地域連携分) 令和8年6月5日(金曜日)から令和8年12月15日(火曜日)まで

(複数回申請分) 令和8年6月5日(金曜日)から令和8年11月25日(水曜日)まで

②東京とどまるマンション備蓄倉庫導入促進事業（詳細は別紙2参照）

マンションに備蓄倉庫を設置するための検討・設計・整備費用を補助します。



【補助率】2/3【拡充】、【上限額】133万円【拡充】

【対象】①備蓄倉庫の設置に係る検討・設計に要する費用

②備蓄倉庫の整備費用【拡充】

③東京とどまるマンション非常用電源、太陽光発電及びV2X設備導入促進事業（詳細は別紙3参照）

下表の設備の設置費用を補助します。



【補助率及び上限額】

種類		補助率	上限額
非常用電源※ ¹	発電機	2/3【拡充】	2,000万円【拡充】
	蓄電池	3/4	1,316万円 かつ 18.8万円/kWh
太陽光発電設備・V2X設備※ ² 、※ ³		3/4	合計で 3,000万円

【対象の設備】

停電時に水の供給及び1基以上のエレベーターの運転を同時又は交互に行える電力供給に資する非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備

(次ページへ続く)

- ※1 建築基準法などにより義務付けのある電源と一体的に更新する場合は、当該電源設置に係る費用相当は補助対象外となります。
- ※2 V2X設備：主に、平時は電気自動車等への充電、停電時は電気自動車等からマンションのエレベーター運転等への電力供給を行うための設備
- ※3 原則、太陽光発電設備・V2X設備は、蓄電池と併せて設置する場合が補助の対象です。

④東京とどまるマンション浸水対策設備導入促進事業（詳細は別紙3参照）

浸水想定区域等にあるマンションを対象に、停電時に水の供給及び1基以上のエレベーターの運転を同時又は交互に行える非常用電源を、浸水から守るための浸水対策設備の調査・企画費と改修費を補助します。

【補助率】 2/3 [拡充]

【上限額】 833万円 [拡充]

※調査・企画費を申請する場合、改修費と合わせて上限額が適用されます。

【対象の設備】 止水板、防水扉、防水シャッターなど

※非常用電源を設置しているマンションが対象です

(③の補助と同時申請も可能)。



⑤東京とどまるマンション エレベーター閉じ込め防止対策促進事業 (詳細は別紙4参照)

発災時のエレベーターの閉じ込め防止に資する「リスタート運転機能(※1)」や、発災後の早期の利用再開に資する「自動診断・仮復旧運転機能(※2)」の整備費用を補助します。

【補助率】 2/3 [拡充]

【上限額】 266万円 [拡充]

【対象の機能】 リスタート運転機能、自動診断・仮復旧運転機能



※1：エレベーターの地震時管制運転により、最寄り階へ着床する前に、何らかの要因で安全装置が作動し、エレベーターが停止しても、その後、安全装置が正規の状態に復帰したことが確認できた場合には、かごを最寄り階に着床させて戸を開くことにより、閉じ込めを解消する機能

※2：エレベーターの地震時管制運転により、かごを最寄り階へ停止させ、運転を停止した後に、エレベーター機器の破損等の危険性を機械的に診断し、仮復旧させる機能

⑥東京とどまるマンション マンホールトイレ整備促進事業（詳細は別紙5参照）

新たにマンホールトイレを整備するための地中排水管の整備費用や、雨水で排水管内の排泄物を流すための雨水貯留タンクの設置費用を補助します。

【補助率】 2/3

【上限額】 40万円

【対象の設備】 排水管、汚水ます、雨水貯留タンクなど

※マンホールトイレ用の上部構造（テントや便器等の仮設物）等については、

①東京とどまるマンション普及促進事業（防災備蓄資器材の補助）の補助対象となります。



(次ページへ続く)

2. 給排水管点検調査の専門家派遣（詳細は別紙6参照）

古くなった給排水管の調査・点検、給排水管の改修方法や、大地震後にトイレ使用可否を判断するための点検方法等を提案する専門家を無料で派遣します。

なお、マンホールトイレの設置に関する相談へも対応します。

（１）申込期間

令和8年6月5日（金曜日）から令和9年1月29日（金曜日）まで



（２）補助対象者

築30年以上で、全面的な給排水管の改修を実施していない登録マンションの管理組合やオーナー等

（３）申込窓口（受託者）

一般社団法人東京都建築士事務所協会

☎ 03-6228-0183

【費用】無料

【申込方法】東京都建築士事務所協会HP又はFAX（別紙6裏面の申込書）

※先着順で申込みを受け付け、予定件数(20件)に達した時点で受付を終了します。

本件は「[2050 東京戦略](#)」を推進する事業です。
戦略22 防災「地域防災力の強化」



2050東京戦略
～東京 もっとよくなる～

「100年先も安心」を目指して

TOKYO 強靱化 PROJECT

【問合せ先】住宅政策本部民間住宅部 マンション防災担当課長 西平 倫治

内線 30-360 直通 03-5320-5470

災害時の備え 進んでいますか？

令和8年度

複数回申請可能！

とどまるマンション促進課長
“とどまるくん”



分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者の皆様へ

事業名：東京とどまるマンション普及促進事業

災害時に、救援物資が供給されるまでの間、マンションでの生活を継続するためには日頃からの防災訓練、備蓄等の備えが重要です。

東京都では、停電時でも生活を継続しやすいマンションを「東京とどまるマンション」として登録・公表しており、登録マンションの防災備蓄資器材の購入に補助を行います。

「東京とどまるマンション」への登録と補助を活用して災害に備えてください！



とどまるマンション促進課長
“とどまるくん”

補助概要

予算がなくなり次第終了します。

「東京とどまるマンション」に登録したマンションを対象に、防災備蓄資器材の購入費用の一部を補助します。
町会等と合同で防災訓練を行う場合は補助率等が高くなります。

		補助率	上限額	申請期間 ※予算がなくなり次第終了します。
マンション単体 で防災訓練(※)	通常分	2/3	100万円 UP!	令和8年6月5日から 令和8年12月25日まで
町会等と連携して 防災訓練(※)	地域連携分	10/10	150万円 UP!	令和8年6月5日から 令和8年12月15日まで

※通 常 分: 安否確認訓練と資器材を活用した訓練の実施が必要

地域連携分: 合同防災訓練とマンション単体での安否確認訓練の実施が必要

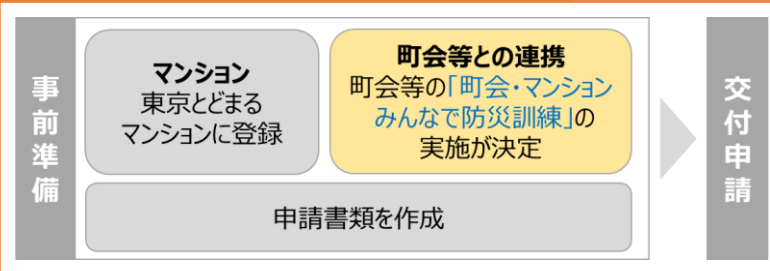
- 補助の対象となるもの 防災備蓄資器材の購入に係る経費（飲料水・食料は対象外）
（例）発電機、簡易トイレ、防災キャビネット、給水タンク、炊き出し器
マンホールトイレ上部構造物 など
- 補助の対象者 分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者

新規

令和7年度までに補助を受けたマンションであっても、補助上限額までの範囲で、
複数回申請が可能（申請期間 令和8年11月25日まで）



申請までの一例（地域連携分の場合）



町会等との連携

は、以下でも申請可能

- 防災マンション認定制度等で町会等と防災対策で連携
 - マンション・町会等・地元自治体で防災協定等を締結
- このほか、交付申請後に、町会等と合同防災訓練の実施が必要です。

「東京とどまるマンション」の登録要件

●耐震性

- 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けているもの（新耐震基準）
- 旧耐震基準の建築物で、耐震診断又は耐震改修により、耐震基準への適合が確認されたもの。

●ソフト対策※

- <必須事項> 防災マニュアルを策定していること。
- <選択事項> 年1回以上の防災訓練の実施、安否確認方法の構築のうちいずれか一つに取り組んでいること。

※非常用電源でも登録は可



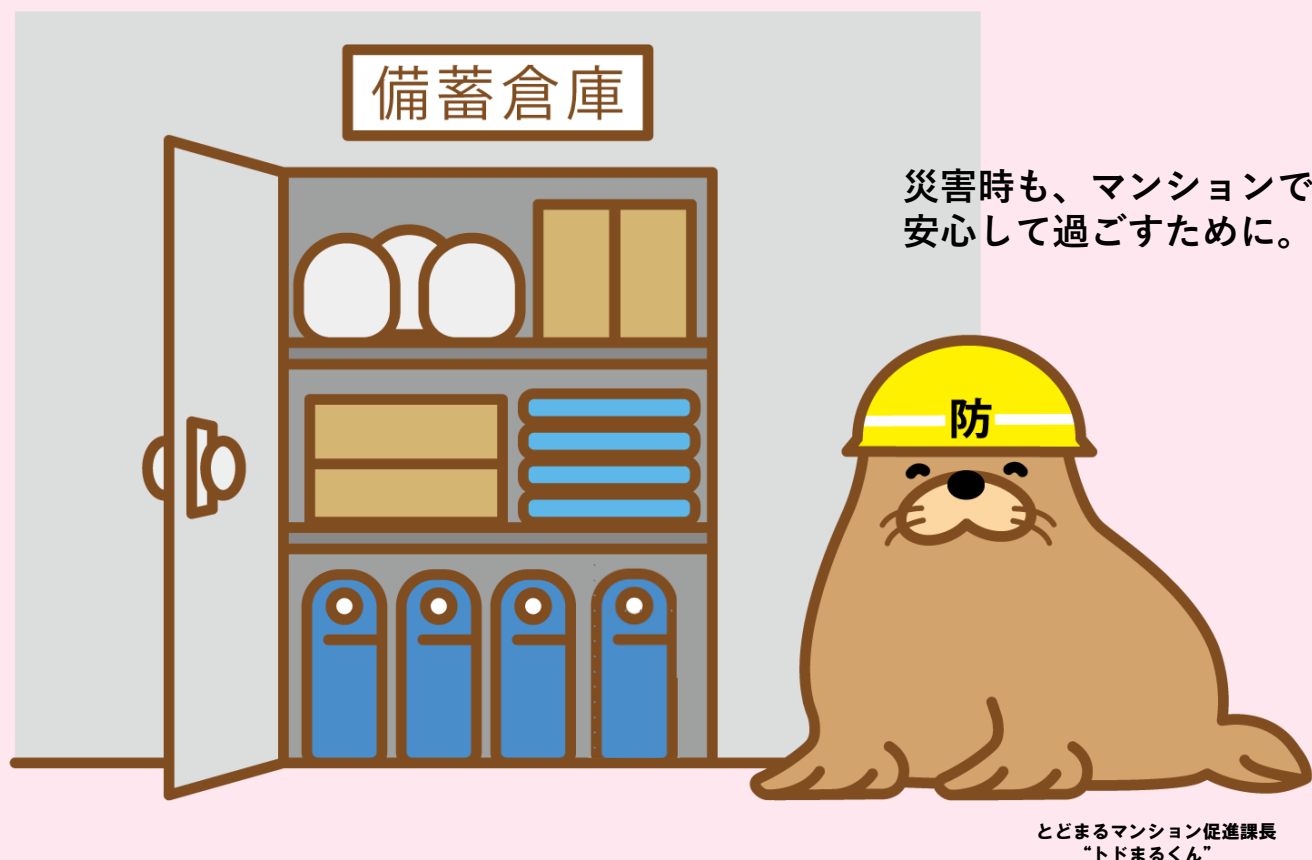
登録申請窓口・補助金申請窓口

- 「東京とどまるマンション」受付事務局 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

登録について ☎ 03-5937-1173

補助金について ☎ 03-5989-1547

あなたのマンションに防災備蓄倉庫はありますか？



災害時も安心してマンションにとどまるために、東京都が補助します。

「東京とどまるマンション」への登録で、

備蓄倉庫の検討・設計費、整備費の2/3(上限133万円)を補助。

災害時に備えて**防災備蓄倉庫**を整備しませんか？

事業名：東京とどまるマンション備蓄倉庫導入促進事業

東京都では、災害時でも生活を継続しやすいマンションを
「東京とどまるマンション」として登録・公表しており、
防災備蓄倉庫の整備に補助を行います。



補助概要

予算がなくなり次第終了します。

「東京とどまるマンション」に登録したマンションを対象に、防災備蓄倉庫を検討するため建築士に委託する費用や、防災備蓄倉庫を整備する費用を補助します（新築マンションを除く）。
補助申請の前に、「東京とどまるマンション」への登録が必要です。

- 補助の対象者 分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者

対象	補助率	上限額	申請期間
防災備蓄倉庫の 検討・設計費 及び 整備費	UP! 2/3	UP! 133万円	令和8年6月5日から 令和9年1月15日まで

※消費税及び地方消費税を除く

※検討・設計費と整備費の合計で133万円が上限

●補助の対象となるもの

防災備蓄倉庫の設置に係る検討・設計に要する費用

確認申請が必要な場合、申請手数料

物置、キャビネット、スチール棚などの整備費用※

※補助対象となる整備費用は、設置に係る検討が既に終了している場合に限りです。

上記のほかにも要件がありますので、詳しくはホームページを御覧ください。



「東京とどまるマンション」の登録要件

●耐震性

○昭和56年6月1日以降に建築確認を受けているもの（新耐震基準）

○旧耐震基準の建築物で、耐震診断又は耐震改修により、耐震基準への適合が確認されたもの。

●ソフト対策※

＜必須事項＞ 防災マニュアルを策定していること。

＜選択事項＞ 年1回以上の防災訓練の実施、安否確認方法の構築のうちいずれか一つに取り組んでいること。

※非常用電源でも登録は可



登録申請窓口・補助金申請窓口

- 「東京とどまるマンション」受付事務局 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

登録について ☎ 03-5937-1173

補助金について ☎ 03-5989-1547



マンションは災害時の停電や浸水などにより
エレベーター停止したり、水が出なくなったりすることがあります…

電源確保



非常用電源設備 導入 太陽光発電・V2X※設備 導入

※電気自動車等への充電及び電気自動車等から
エレベーター運転等のための電力供給を行うもの

電源を守る



浸水対策設備 導入

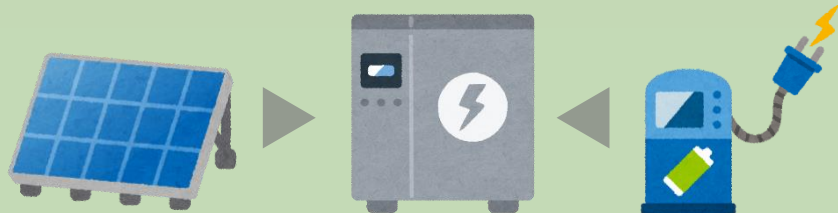


災害時も安心してマンションにとどまるために検討しましょう！

事業名：東京とどまるマンション非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備導入促進事業
東京とどまるマンション浸水対策設備導入促進事業

非常用電源・太陽光発電・V2X設備

太陽光発電設備 非常用電源(蓄電池設備) V2X設備



拡充

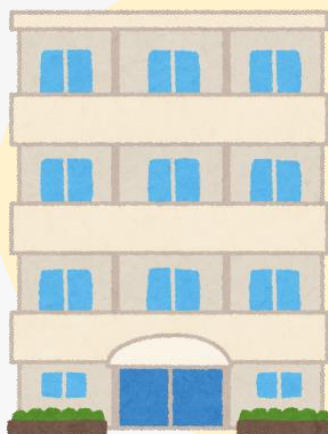
非常用電源
(発電機設備)



又は

拡充 浸水対策設備

上記の非常用電源等を守る浸水対策設備が対象



エレベーターの運転



各住戸への水の供給

：補助対象(裏面を参照ください)



補助概要

予算がなくなり次第終了します。

「東京とどまるマンション」に登録したマンションを対象に、非常時における給水及びエレベーター運転のための設備(非常用電源、太陽光発電設備、V2X設備)の設置費用や、電源を浸水から守る対策の費用を補助します(新築マンションを除く)。補助申請の前に、「東京とどまるマンション」への登録が必要です。

【共通】

●補助の対象者 分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者

【非常時における給水・EV運転に必要な設備】

●補助の対象となるもの 停電時に水の供給及び1基以上のエレベーターの運転を同時又は交互に行える電力供給に資するもの

種類		補助率	上限額	申請期間
非常用電源	✓ 発電機	2/3 UP!	2,000万円 UP!	令和8年6月5日から 令和9年1月15日まで
	✓ 蓄電池	3/4	1,316万円かつ 18.8万円/kWh	
太陽光発電設備 ・V2X設備		3/4	合計で 3,000万円	

※建築基準法や消防法で設置の義務付けのある非常用電源の更新については、補助額の算定等に別途規定があります。

※非常用電源太陽光発電設備及びV2X設備については、蓄電池を設置する場合に限ります。

※太陽光発電設備及びV2X設備については、原則としてその両方を設置する場合に限ります。

【浸水対策】

●補助の対象となるもの

- ✓ 浸水対策のための調査・企画費用
- ✓ 止水板、防水扉、防水シャッターなどの改修費用（設置費用）

種類	補助率	上限額	申請期間
✓ 調査・企画 ✓ 改修	2/3 UP!	833万円 UP!	令和8年6月5日から 令和9年1月15日まで

※浸水想定区域等に位置し、非常用電源を設置しているマンションが対象です。

※上記 833万円は、「調査・企画」及び「改修」に係る補助を合算した金額です。

※「調査・企画」及び「改修」は、別々に交付申請が必要です。「調査・企画」の申請を行わずに、「改修」のみの申請を行うことも可能です。

上記のほかにも要件がありますので、詳しくはホームページを御覧ください▶



登録申請窓口・補助申請窓口

●「東京とどまるマンション」受付事務局

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

登録について

☎ 03-5937-1173

補助金について ※

☎ 03-5989-1547

※「非常用電源・太陽光発電設備・V2X設備」又は「浸水対策」の補助についてとお伝えいただくとスムーズです。

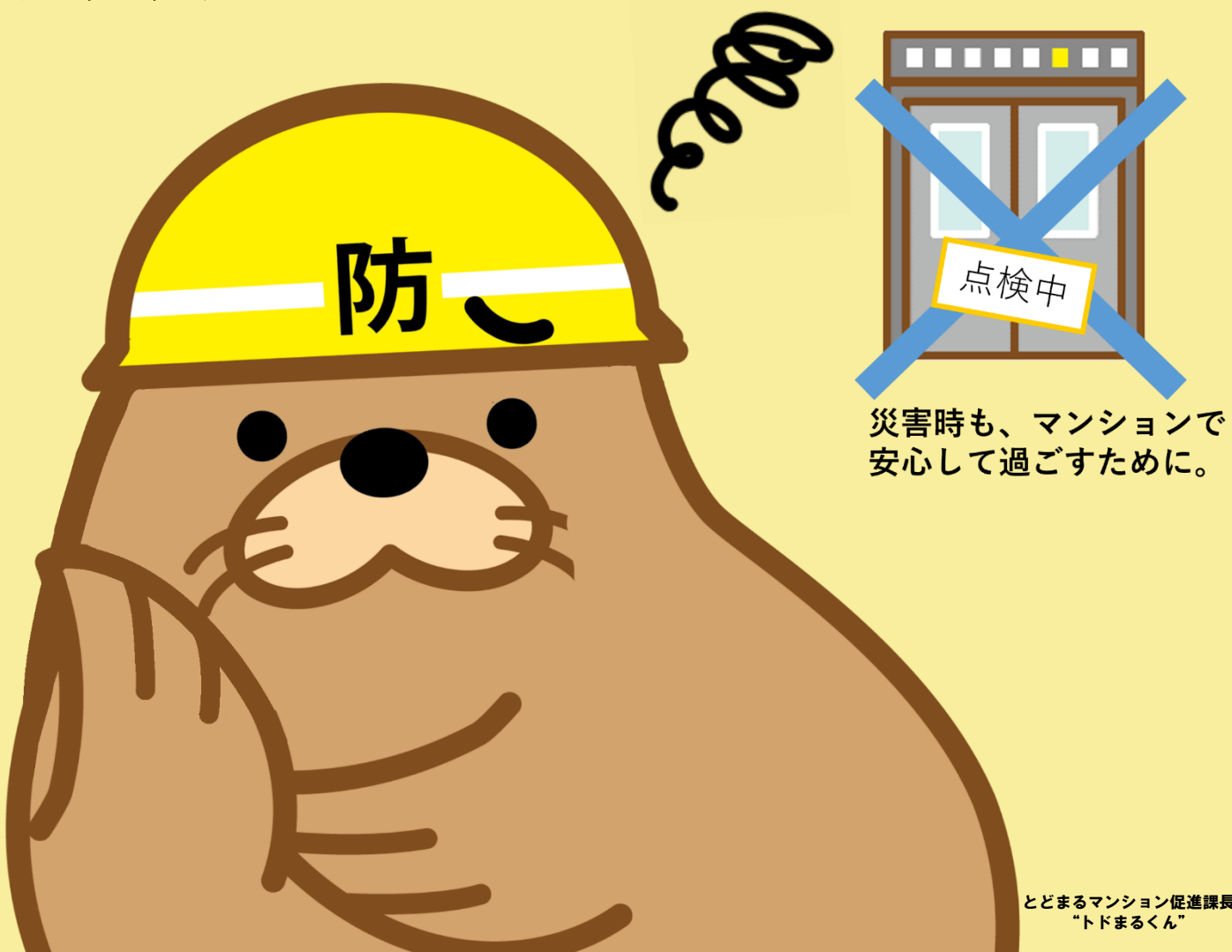
東京都では、災害時でも生活を継続しやすいマンションを「東京とどまるマンション」として登録・公表しています。

「東京とどまるマンション」への登録と補助を活用して災害に備えてください。

「東京とどまるマンション」の登録要件はこちらにてご確認ください▶



災害時、マンションのエレベーターは大丈夫ですか？



災害時も安心してマンションにとどまるために、東京都が補助します。
「東京とどまるマンション」への登録で整備費の2/3(上限266万円)を補助。

災害時に備えてエレベーターの閉じ込め防止対策工事を
しませんか？

事業名：東京とどまるマンションエレベーター閉じ込め防止対策促進事業

東京都では、災害時でも生活を継続しやすいマンションを
「東京とどまるマンション」として登録・公表しており、
エレベーターの防災対策に補助を行います。



補助概要

予算がなくなり次第終了します。

●補助の対象者 分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者

※消費税及び地方消費税を除く

対象	補助率	上限額（税抜）	申請期間
リスタート運転機能 自動診断・仮復旧運転機能	2/3 UP!	266万円 UP!	令和8年6月5日から 令和9年1月15日まで

補助

補助率 **2/3**
限度額 **266万円**

このほかにも要件がありますので、詳しくはホームページを御覧ください。

補助率・補助上限額を拡充しました！

リスタート運転機能のイメージ

地震発生

階の途中で
運転停止

リスタート運転機能
自動で最寄り階に着床



閉じ込め防止

自動診断・仮復旧運転機能のイメージ

地震発生

運転休止

自動診断・仮復旧運転機能
自動診断
(低速無人運転) 機器の異常が
なければ仮復旧



在宅避難



「東京とどまるマンション」の登録要件

補助申請の前に、
「東京とどまるマンション」への
登録が必要です。

●耐震性

- 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けているもの（新耐震基準）
- 旧耐震基準の建築物で、耐震診断又は耐震改修により、耐震基準への適合が確認されたもの

●ソフト対策※

- ＜必須事項＞ 防災マニュアルを策定していること。
- ＜選択事項＞ 年1回以上の防災訓練の実施、安否確認方法の構築のうちいずれか一つに取り組んでいること。

※非常用電源でも登録は可



登録申請窓口・補助申請窓口

- 「東京とどまるマンション普及促進事業」補助金申請窓口 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
登録について ☎ 03-5937-1173
補助金について ☎ 03-5989-1547
「エレベーターの補助について」とお伝え頂くとスムーズです。

災害時、マンションのトイレは大丈夫ですか？



災害時も、マンションで安心して過ごすために。

とどまるマンション促進課長
「とどまるくん」

分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者の皆様へ

在宅避難を支えるマンホールトイレ整備に東京都が補助します。

「東京とどまるマンション」への登録で整備費の2/3(上限40万円)を補助。



マンホールトイレとは？

災害時に下水道のマンホール上に簡易トイレを設置して使用できる仮設トイレです！



災害時に備えてマンホールトイレの設置工事をしませんか？

事業名：東京とどまるマンションマンホールトイレ整備促進事業

東京都では、災害時でも生活を継続しやすいマンションを「東京とどまるマンション」として登録・公表しており、マンホールトイレの整備に補助を行います。



補助概要

予算がなくなり次第終了します。

「東京とどまるマンション」に登録したマンションを対象に、マンホールトイレ用の排水管、汚水ますなどの下部構造物、雨水貯留タンクの設置を補助します（新築マンションを除く）。

補助申請の前に、「東京とどまるマンション」への登録が必要です。

●補助の対象者 分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者

対象	補助率	上限額（税抜）	申請期間
マンホールトイレ用の排水管、汚水ます、雨水貯留タンク など	2/3	40万円	令和8年6月5日から 令和9年1月15日まで

※消費税及び地方消費税を除く

●マンホールトイレ用の上部構造物（テントや便器等の仮設物）等について

東京とどまるマンション普及促進事業（防災備蓄資器材の補助）で補助対象となりますので、詳細はお問い合わせください。



上記のほかにも要件がありますので、詳しくはホームページを御覧ください。



「東京とどまるマンション」の登録要件

●耐震性

- 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けているもの（新耐震基準）
- 旧耐震基準の建築物で、耐震診断又は耐震改修により、耐震基準への適合が確認されたもの

●ソフト対策※

- <必須事項> 防災マニュアルを策定していること。
- <選択事項> 年1回以上の防災訓練の実施、安否確認方法の構築のうちいずれか一つに取り組んでいること。

※非常用電源でも登録は可



登録申請窓口・補助申請窓口

●「東京とどまるマンション普及促進事業」補助金申請窓口 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
登録について ☎ 03-5937-1173 補助金について ☎ 03-5989-1547

「マンホールの補助について」とお伝え頂くとスムーズです。

分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者の皆様へ

給排水管の点検が、災害時の安心につながります。

～～東京都が給排水管点検・調査の専門家を無料派遣します～～

地震等の災害後、給排水管の損傷によりトイレや水道が使用できなくなる場合があります。

そこで、老朽化した給排水管を調査・点検し、改修方法や、地震後にトイレ利用可否を判断するための点検方法等を提案する専門家を派遣します。

※ マンホールトイレの設置や補助についても情報提供



とどまるマンション促進課長
「トドまるくん」

派遣内容

対象

以下の①～③を全て満たすマンション

①東京とどまるマンションの登録マンション

②築30年以上

③竣工以来、全面的な給排水管の改修を実施していないこと。

費用

無料

①調査・点検

- 過去の修繕状況のヒアリング、設備図・修繕履歴等の資料の確認
- 目視可能な範囲で非破壊による調査・点検

②提案

- ①を踏まえ、以下の提案を実施
- 給排水管の改修方法
- 地震後、トイレ利用可否判断のための点検方法
- マンホールトイレ設置場所等

申込受付期間 令和8年6月5日（金）～令和9年1月29日（金）

※申込数が募集数に達したときは、申込みを締め切ります。

東京とどまるマンションについて

東京都では、災害時でも自宅での生活を継続しやすいマンションの普及のため、耐震性を有し、ハード・ソフト対策を実施しているマンションを「東京とどまるマンション」として登録・公表しています。

ハード対策のみ、ソフト対策のみでも登録可能です。

登録がまだの場合は、これを機に登録をご検討ください。



▲詳細はこちらでご確認下さい



東京とどまるマンション給排水管点検調査

申込先

(一社) 東京都建築士事務所協会 ☎ 03-6228-0183

申込方法

以下のいずれかの方法でお申込みください。



ホームページ

右記の東京都建築士事務所協会HPから
申込手続きを行ってください。

<https://www.taaf.or.jp/kyuhaisui>



F A X

下記の申込書に必要事項をご記入いただき、
F A Xしてください。

03-3203-2602

▶ 築30年以上の全面的な給排水管の改修を実施していない東京とどまるマンションが対象です。

▶ 申込が募集数(20件)に達したときは、申込みを締め切ります。

「東京とどまるマンション給排水管点検調査」申込書

東京とどまるマンション登録情報	登録年月日	年	月	日	登録番号【必須】	
マンションの概要	名称					
	所在地	〒				
	竣工【必須】	年	戸数	戸		
	分譲・賃貸の別	☐ 分譲 ☐ 賃貸	階数	階		
給排水管の取替履歴【必須】	☐ なし ☐ 一部あり(詳細:)					
設備図	☐ あり(図面の提供 可・不可) ☐ なし					
専有部への立ち入り	☐ 可 ☐ 不可 ☐ 不明				※立ち入りは必須ではありませんが、立ち入りできる ことが望ましいです。	
排水管点検口の有無	☐ あり ☐ なし ☐ 不明					
申込者 氏名 【必須】	ふりがな				申込者 属性 【必須】	☐ 管理組合理事長 ☐ 賃貸マンション所有者 ☐ その他()
申込者 連絡先	ご住所【必須】	〒 (☐ マンション所在地と同じ)				
	電話番号【必須】					※平日の昼間につながる電話番号をお願いします。
	メールアドレス					
備考欄	※今後、給排水管の改修計画がある場合は、差し支えない範囲でご記入ください。					

内容をご確認の上、チェック欄にレ点☑を入れてください。

☐ 申込書に記載のある個人情報について東京都及び派遣専門家へ提供することに同意します。

☐ マンションの図面や修繕履歴・修繕計画の資料が保管されている場合は、当該資料の提供に同意します。

※ 分譲マンションで管理会社の方が申し込まれた場合、点検・調査の際には管理組合の方の同行をお願いします。

※ 個人情報や建物情報を本件以外の目的に使用いたしません。

個人情報の提供についての同意がない場合は、専門家を派遣できない場合があります。



【東京とどまるマンション給排水管点検調査のお申込みやお問合せ】

(一社) 東京都建築士事務所協会

☎ 03-6228-0183

(受付時間: 平日午前10時~午後5時)

✉ kyuhaisui@taaf.or.jp



【東京とどまるマンション全般に関するお問合せ】

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課

☎ 03-5320-5008